

**ALPS 処理水風評被害対策に係る  
新たな水産資源利活用モデル開発業務**

**企画コンペ実施要領**

令和 7 年 5 月  
岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ALPS 処理水風評被害対策に係る新たな水産資源利活用モデル開発業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 業務件名及び数量

「ALPS 処理水風評被害対策に係る新たな水産資源利活用モデル開発業務」 2 件

### (2) 委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 6 日まで

### (3) 募集する企画提案の内容

資料 2 「業務仕様書」のとおり

### (4) 予算額

3,000,000 円以内（税込）（1 件につき 1,500,000 円以内）

## 2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

### 〔参加資格の要件〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。  
※なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (7) (6)の期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

### 3 企画コンペ手続き等に関する事項

#### (1) 担当課

岩手県農林水産部水産振興課（岩手県庁6階）  
住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
電話：019-629-5818 F A X：019-629-5824  
電子メールアドレス：AF0013@pref.iwate.jp

#### (2) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間 令和7年5月23日(金)午後5時まで
- イ 受付場所 岩手県農林水産部水産振興課（連絡先は上記「(1) 担当課」を参照）
- ウ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に記入の上、原則、電子メール又はF A Xにより提出すること。
- エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。
- オ 回答期日 随時、回答する。  
なお、最終回答の期日は、令和7年5月30日(金)とする。

#### (3) 参加届出書の提出

企画コンペに参加しようとする者は、下記期限までに参加届出書類を持参又は郵送により提出すること。

##### ア 提出書類

##### (7) 企画コンペ参加届出書【様式1-2】

##### (4) 会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注実績【様式1-3】

- イ 提出期限 令和7年6月20日(金)午後5時〔必着〕
- ウ 提出先 岩手県農林水産部水産振興課
- エ 提出方法

(7) 持参または郵送による提出すること。

(4) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

(7) 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

オ 提出期限までに参加届出書を提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

#### (4) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める審査委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

## (5) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

なお、提案は、参加者1者につき1提案までとし、企画提案書等提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。また、提案に係る費用の総額は、上記「1 本業務の概要」(4)に定める予算額を超えないものとする。

### ア 提出書類

#### (7) 企画提案書（正本1部、副本6部）【A4サイズ、任意様式】

資料2「業務仕様書」において示した目的等に沿って、個別項目ごとに、コンセプト、規格等を明確にした企画提案書を作成すること。

また、委託業務を確実に実施・履行するための組織体制（業務分担、担当者名等）、連絡体制等を詳細に示すこと。

#### (4) 費用積算内訳書（正本1部、副本6部）【任意様式】

本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を企画提案書と別冊で作成すること。

なお、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

### イ 提出期限 令和7年6月27日(金)午後5時【必着】

### ウ 提出先 岩手県農林水産部水産振興課（住所等は上記「(1) 担当課」を参照）

### エ 提出方法

(7) 持参又は郵送により提出すること。

(4) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

(7) 郵送の場合は、封筒の表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、提出期限までに必着のこと。

### オ その他

(7) 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(4) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

## (6) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

### ア 提出期限を過ぎて提出された提案

### イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該等する提案

### ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

### エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

## 4 受託候補者の選定方法等に関する事項

### (1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 本業務の概要」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

### (2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時 令和7年7月4日(金) (予定)

イ 開催場所 県庁舎(盛岡市) (予定)

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出受付順とする。

(ウ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分(説明20分、質疑応答10分)とする。

ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

### (3) 受託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

## 5 契約に関する事項

### (1) 契約書作成の要否 要

### (2) 契約保証金 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

### (3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、おって作成する業務仕様書に反映させることにより、契約時の仕様として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行う場合がある。

### (4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

## 6 公正な企画コンペ実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行すること

ができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## **7 その他**

### **(1) 提出書類の取扱い**

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

### **(2) 企画コンペ参加に要する経費について**

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。